

茨城県報

号外第178号

昭和58年7月18日

月曜日

目次

告示

●道路の区域変更(13件)(道路維持課).....	1	ページ
●道路の供用開始(").....	7	

告示

茨城県告示第1070号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下宮河内下利員線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡金砂郷村大字上利員 字鳥居戸978番1から	旧	最大 12.50 メートル	996.00 メートル	
		最小 4.50		
久慈郡金砂郷村大字上利員 字後原1362番1地先まで	新	最大 12.50 メートル	996.00 メートル	道路改良工事による 区域変更
		最小 4.50		
		最大 28.00 メートル	990.00 メートル	
		最小 6.50		

茨城県告示第1071号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 常陸太田太子線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡水府村大字上高倉 字猿這458番地先から	旧	メートル 最大 17.20	メートル 286.00	
		最小 3.50		
久慈郡水府村大字上高倉 字六舛蒔371番1地先まで	新	最大 17.20 最小 3.50	286.00	
		最大 31.00 最小 11.50	280.00	

茨城県告示第1072号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 水戸茨城線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
水戸市千波町1940番1から	旧	メートル 最大 13.5	メートル 195.00	
		最小 13.0		
水戸市千波町1918番まで	新	最大 28.00 最小 14.00	195.00	

茨城県告示第1073号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西山荘線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
常陸太田市新宿町字陳場平 538番2地先から 常陸太田市新宿町字白坂 617番3まで	旧	メートル 最大 5.20	メートル 67.80		
		最小 4.00			
常陸太田市新宿町字陳場平 538番2地先から 常陸太田市新宿町字白坂 617番3まで	新	最大 5.20	67.80		道路改良工事による 区域変更
		最小 4.00			
常陸太田市新宿町字陳場平 538番2地先から 常陸太田市新宿町字白坂 624番2まで	新	最大 131.00	131.00		
		最小 7.30			

茨城県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 笠間常陸太田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要	
常陸太田市天神林町字五丁目 203番地先から	旧	メートル 最大 24.00	メートル 562.00		
		最小 6.00			
常陸太田市天神林町字押葉平 2303番地先まで	新	最大 24.00	562.00		道路改良工事による 区域変更
		最小 6.00			
	新	最大 28.80	560.00		
		最小 13.00			

茨城県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 常陸太田烏山線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡金砂郷村大字上宮河内 字山口316番2地先から	旧	メートル 最大 12.80	メートル 1,076.00	
		最小 4.50		
久慈郡金砂郷村大字上宮河内 字田代3156番1地先まで	新	最大 12.80 最小 4.50	1,076.00	
		最大 21.30 最小 7.40	1,059.70	

茨城県告示第1076号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 新地上河合線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市島町字岩井崎 561番地先から	旧	メートル 最大 19.80	メートル 2,024.00	
		最小 3.50		
常陸太田市粟原町字後 1186番1地先まで	新	最大 19.80 最小 3.50	2,024.00	
		最大 32.00 最小 12.90	2,010.00	

茨城県告示第1077号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
 する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 日立常陸太田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
常陸太田市茅根町字遠山野 1197番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 9.20	5,225.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 2.00		
常陸太田市里野宮町64番地先まで	新	最大 <small>メートル</small> 9.20	5,225.00	
		最小 2.00		
常陸太田市茅根町字遠山野 1197番地先から	新	最大 <small>メートル</small> 67.00	5,122.00	
		最小 6.50		
常陸太田市里野宮町 263番1地先まで	新	最大 <small>メートル</small> 67.00	5,122.00	
		最小 6.50		

茨城県告示第1078号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大宮御前山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
那珂郡大宮町大字若林 字猪久保968番地先から	旧	最大 <small>メートル</small> 15.00	415.00	道路改良工事による 区域変更
		最小 8.00		
那珂郡大宮町大字小野字清水 1373番地12まで	新	最大 <small>メートル</small> 15.00	415.00	
		最小 8.00		
那珂郡大宮町大字小野字清水 1373番地12まで	新	最大 <small>メートル</small> 43.00	400.00	
		最小 13.00		

茨城県告示第1079号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 那珂湊那珂線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
勝田市本町1196番2から	旧	メートル 最大 18.70	メートル 779.00	
		最小 13.00		
勝田市中心町712番2地先まで	新	最大 18.70 最小 13.00	779.00	拡幅工事による区域 変更
		最大 19.00 最小 16.80	779.00	

茨城県告示第1080号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
 2 路線名 八郷稲田線
 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡八郷町大字柿岡 字江垂5234番地先から	旧	メートル 最大 10.00	メートル 143.00	
		最小 7.40		
新治郡八郷町大字柿岡 字北小川4172番6地先まで	新	最大 10.00 最小 7.40	143.00	迂回路設置のための 区域変更
		最大 22.00 最小 7.00	150.00	

茨城県告示第1081号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 常陸太田太子線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
久慈郡水府村大字下高倉 字平三郎内1225番地先から	旧	メートル 最大 15.50	メートル 851.00	
		最小 3.50		
久慈郡水府村大字下高倉 字猿釜道下993番2地先まで	新	最大 15.50 最小 3.50	851.00	道路改良工事による 区域変更
		最大 30.80 最小 8.70		

茨城県告示第1082号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 下太田鉾田線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
鹿島郡鉾田町大字徳宿 字壁なし1824番2から	旧	メートル 最大 17.00 最小 5.00	メートル 2,280.00	
		最大 35.00 最小 17.00		
鹿島郡鉾田町大字安房 字西206番1まで	新	最大 17.00 最小 5.00	2,280.00	道路改良工事完了に 伴う区域変更
		最大 32.00 最小 17.00		

茨城県告示第1083号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和58年7月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和58年7月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道下太田銚田線
 - 2 供用開始の区間
鹿島郡銚田町大字徳宿字段ノ内365番1から
鹿島郡銚田町大字安房字西206番1まで
 - 3 供用開始の期日 昭和58年7月18日
- ~~~~~

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所